

## (32) 強化本部規程

### (総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程の第1条に係る強化本部について定める。

### (目的)

第2条 強化本部は、オリンピック・世界選手権大会等の国際大会でのメダル獲得を目標として、ナショナルチーム（NT）、ジュニアナショナルチーム（JNT）およびホープスナショナルチーム（HNT）を選出し、JOCエリートアカデミー（以下EA）選手を含めた強化活動を行う。

### (基本活動)

第3条 強化本部は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) JOC国際競技力向上戦略との連動
- 2) 強化策の決定
- 3) 強化策と活動の点検と評価
- 4) 選手選考基準の策定（オリンピック、世界選手権の提示：JTТАウェブサイト）

### (組織)

第4条 強化本部の構成は次の通りとする。

- 1) 本部長 1名
- 2) 副本部長 1名（置くことができる）
- 3) NT男女監督 各1名

### (強化スタッフの構成)

第5条 強化本部をサポートする為、以下の強化本部スタッフを置く。

- 1) JNT男女監督 各1名
- 2) HNT男女監督 各1名
- 3) EA総監督 1名（必要に応じて置く）
- 4) EA男女監督 各1名
- 5) NT男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- 6) NTコーチ 若干名
- 7) JNT男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- 8) JNTコーチ 若干名
- 9) HNT男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- 10) HNTコーチ 若干名
- 11) EA男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- 12) EAコーチ 若干名
- 13) その他強化本部長が必要と認めた者  
（アドバイザー、特別コーチ等） 若干名

(本部長の役割)

第6条 本部長の役割は、NT男女両監督との密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

- 1) 強化活動に関する全般的政策・戦略を専務理事に報告する。
- 2) 強化本部を統括する。

(副本部長の役割)

第7条 副本部長の役割は、本部長およびNT男女監督との密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

- 1) 本部長を補佐する。
- 2) 本部長の要請を受け、NT男女監督に適切な指導・助言を行う。

(NT監督の役割)

第8条 NT監督の役割、権限を次の通りとする。

強化本部長・JNT・HNT監督との密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

- 1) NTを統括する。
- 2) NT、JNTおよびHNTの連携を調整し、ナショナルチームを代表する。
- 3) NT選手を選出し、強化本部長に報告する。
- 4) NTから国際大会へ派遣する選手・強化スタッフを選出、決定する。但し、世界選手権大会、オリンピックの出場選手については、理事会承認の選考基準に基づき強化本部内で協議し、理事会の承認を得る。
- 5) 強化合宿、国内・海外遠征のスケジュールを作成し、合宿、国内・海外遠征に参加する選手・強化スタッフを選出する。なお、合宿の効果を最大限に引出す目的で、監督の裁量でNT、JNTおよびHNT所属選手以外の選手・強化スタッフを参加させることができる。
- 6) NTの活動予算を作成し、強化本部内で協議する。
- 7) NTの活動を理事会に定期的に報告する。
- 8) スポーツ医・科学委員会との連絡を密にし、同スタッフの有益情報がNT、JNTおよびHNTに適切なタイミングで伝達されるよう指導・助言する。
- 9) NTの合宿、国内・国際大会参加の日程が本会、他加盟団体の事業と極力重複しないように日程調整する。

(NTヘッドコーチ・コーチの役割)

第9条 NTヘッドコーチ・コーチの役割を次の通りとする。

- 1) NT監督を補佐する。
- 2) NT監督の要請を受け、強化方針等に則り積極的に活動する。
- 3) NT監督の要請があれば、JNTおよびHNT選手にもコーチングする。

(JNTおよびHNT監督の役割)

第10条 JNTおよびHNT監督の役割を次の通りとする。

- 1) NT監督を補佐する。
- 2) JNTおよびHNTを統括する。
- 3) JNTおよびHNT選手を選出し、強化本部長に報告する。

- 4) JNTおよびHNTから国際大会へ派遣する選手・強化スタッフを選出、決定する。

(JNT、HNTヘッドコーチ・コーチおよび特別コーチの役割)

第11条 JNT、HNTヘッドコーチ・コーチおよび特別コーチの役割を次の通りとする。

- 1) JNTおよびHNT監督を補佐する。
- 2) JNTおよびHNT監督の要請を受け、強化方針に則り積極的に活動する。
- 3) 特別コーチについては、NT監督が特別にコーチ依頼する内容について積極的にコーチングする。

(EA総監督・監督の役割)

第12条 EA総監督・監督の役割を次の通りとする。

- 1) EAを統括する。
- 2) EAの活動予算を作成し、強化本部内で協議する。
- 3) NT、JNT、HNTとの連携を図る。

(EAヘッドコーチ・コーチなどの役割)

第13条 EAヘッドコーチ・コーチなどの役割を次の通りとする。

- 1) EA監督を補佐する。
- 2) EA監督の要請を受け、強化方針に則り積極的に活動する。
- 3) 臨時コーチについては、EA監督が特別にコーチ依頼する内容について積極的にコーチングする。

(NT監督推薦プロジェクト会議)

第14条 NT監督推薦プロジェクト会議

- 1) NT監督を選出する場合はNT監督推薦プロジェクト会議を組成する。なお、会議規則は別に定める。
- 2) NT監督推薦プロジェクト会議のメンバーは、決定したNT監督に対し、同監督の任期期間中は一定の責任を担う。

(強化本部長の選出)

第15条 強化本部長は、原則、強化部長が兼任する。但し、兼任しない場合は、強化部長が起案し理事会の推挙により会長が理事の中よりこれを指名する。

(強化副本部長の選出)

第16条 強化部長が起案し、理事会の推挙により会長が指名する。

(NT監督の選出)

第17条 NT監督の選出は、NT監督推薦プロジェクト会議の推挙により理事会で決定する。

(JNT、HNT監督の選出)

第18条 JNT、HNTの監督の選出は、強化本部長の推挙により理事会で決定する。

(NTヘッドコーチ・コーチなどの選出)

第19条 NTヘッドコーチ・コーチなどの選出は、NT監督が強化本部長の了承を得た上で決定する。

(JNT、HNTヘッドコーチ・コーチなどの選出)

第20条 JNT、HNTのヘッドコーチ・コーチなどの選出は、JNT、HNT監督が強化本部長の了承を得た上で決定する。

(EA総監督・監督の選出)

第21条 EA総監督・監督の選出は、強化本部長の推挙により理事会で決定する。

(EAヘッドコーチ・コーチ等の選出)

第22条 EAヘッドコーチ・コーチ等の選出は、強化本部長が決定する。

(指導者資格)

第23条 NT、JNT、HNT、EAの監督、コーチは、原則として公認スポーツ指導者公認卓球コーチ以上の有資格者で、指導者として優秀な資質を有する者とする。

(強化スタッフのレポーティングライン・人事考課体系)

第24条 強化本部・強化本部スタッフのレポーティングラインおよび人事考課体系は、別表の通り定める。

(NT監督および強化本部スタッフの報酬)

第25条 NT監督および強化本部スタッフの報酬は、専務理事・強化本部長合意の後、会長宛答申し、会長が決定する。なお、本会からの支出がある場合は、強化本部長より理事会宛報告を行う。

(NT、JNTおよびHNT選手の選出および手順)

第26条 NT、JNTおよびHNT選手の選出および手順は次の方法による。

- 1) NT、JNT、HNT監督はそれぞれ下記の基準に該当する選手の中から、NT、JNTおよびHNT対象選手を選出する。但し、NTおよびJNTは候補選手についても選出する。
  - ① 直近の世界ランキング100位以内
  - ② 直近の全日本選手権16位以内
  - ③ 直近の全日本社会人選手権8位以内
  - ④ 直近の全日本大学総合(個人の部)8位以内
  - ⑤ 直近の全日本選手権ジュニアの部8位以内
  - ⑥ 直近のインターハイ8位以内
  - ⑦ 直近の全日本選手権カデットの部(13、14才以下)8位以内
  - ⑧ 直近の全国中学校大会8位以内
  - ⑨ 直近の全日本選手権ホープス・カブの部8位以内
  - ⑩ JOCエリートアカデミーの者
  - ⑪ 特にNT監督が推薦する者
- 2) NT、JNTおよびHNTの選手数は原則として各10名を限度とする。但し、必要に応じて加える場合がある。
- 3) NT候補およびJNT候補の選手数は、原則として、各20名を限度とする。

(NT、JNTおよびHNTの活動)

第27条 NT、JNTおよびHNTの活動を次の通り定める。

- 1) NT、JNTおよびHNT選手・強化スタッフは、合宿、国内・国際大会に参加する。
- 2) 選手の所属母体指導者とのコミュニケーションを大切にする。

(派遣選手の選考)

第28条 オリンピック、世界選手権大会の選手選考方法は以下の通り定める。

- 1) 事前に各大会に適した選考基準を発表し、該当者を選出する。発表時期については強化本部で決定し、各カテゴリーに周知徹底する。
- 2) 各大会に選出された選手を強化本部で協議し、理事会で承認を得る。
- 3) その他の大会については強化本部で決定する。
- 4) 選手が第8条 3) に関する本会決定につき、仲裁の申し立てを行う場合、その申し立ては、決定の日、あるいは、本会ウェブサイト掲載の日から2週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。また、本会は第8条 3) に関する本会決定の競技会への代表選手の選定結果に関しては、決定当日、あるいは、本会事務局1日ないし2業務日以内に本会ウェブサイト  
( <http://www.jtta.or.jp> ) に掲載する。

(国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考)

第29条 ITTFワールドツアー等の国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考基準を以下の通り定める。

以下の条件を満たした選手は、NT監督の推薦を得て国際大会の出場を認めるものとする。但し、大会エントリー数の都合で人数制限をすることがある。

- 1) 直近の世界ランキング100位以内の者
  - 2) 直近の全日本選手権シングルス16位以内の者
  - 3) 直近の全日本社会人選手権シングルス8位以内の者
  - 4) 直近の全日本大学総合(個人の部)シングルス8位以内の者
  - 5) 直近の全日本選手権ジュニアの部シングルス4位以内の者
  - 6) 直近の全日本選手権カデットの部(13、14才)シングルス2位以内の者
  - 7) 直近のインターハイシングルス8位以内の者
  - 8) 直近の全国中学校大会シングルス2位以内の者
  - 9) JOCエリートアカデミーの者
  - 10) 海外で活動中の選手はNT監督が推薦する者
  - 11) NT選手、NT候補選手の者
  - 12) 特にNT監督が推薦する者
- 2 ITTFワールドジュニアサーキット大会等のジュニア・ユースを対象とした国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考基準を以下の通り定める。
- 以下の条件を満たした選手は、JNT・HNT監督の推薦を得て国際大会の出場を認めるものとする。

- 1) 直近のインターハイシングルスにて16位以内の者
- 2) 直近の全日本選手権ジュニアの部シングルス16位以内の者
- 3) 直近の全国中学校大会シングルス16位以内の者
- 4) 直近の全日本選手権カデットの部シングルス8位以内の者
- 5) 直近の全日本選手権ホープスの部シングルス4位以内の者
- 6) JOCエリートアカデミーの者
- 7) 海外で活動中の選手はJNT監督が推薦する者
- 8) 特にJNT監督が推薦する者

(本会以外のスポーツ団体強化関連職位の兼任)

第30条 本会は、日本オリンピック委員会（以降 JOC と略す）他のスポーツ団体強化関連職位との兼任を認める。現状は以下の通り。

※JOCナショナルコーチ

※JOCナショナルアシスタントコーチ

※JOC専任コーチディレクター（トップアスリート担当）

※JOC専任コーチディレクター（ジュニアアスリート担当）

※JOC専任コーチディレクター（NTC担当）

※JOC専任メディカルスタッフ

※特認専任コーチ

(活動費)

第31条 強化本部の強化スタッフが本規程に定められた活動を行う場合には、謝金および本会規程に従って日当を除く旅費が支給される。また、視察、会議については日当を支給する。

- 2 前項謝金は、活動謝金1日当たり¥4,000とし、本人には、源泉税等を差し引いた金額が支給される。但し、JOCコーチおよび本会より報酬を受けている者には支給しない。
- 3 スパーリングパートナーおよび臨時コーチの各合宿などにおける謝金を1日当たり¥10,000、半日当たり¥5,000と定め、本人には源泉税等を差し引いた金額が支給される。但し、半日とは4時間以内とする。

第32条 NT、JNTおよびHNT所属選手のNT、JNTおよびHNT活動に関わる費用支給要領を次の通りとする。

1) 国内合宿

- ① 往復交通費（本会規程）、食費、宿泊費を本会負担とする。但し、必要に応じてタクシーでの移動を強化本部の判断で認める。

2) 国際大会または海外合宿などの海外遠征

- ① 国内移動交通費は自己負担とする。但し、オリンピック、世界選手権の日本代表者の国内移動費は本会が負担する。
- ② 原則として、海外渡航費および食費、宿泊費を本会負担とする。但し、状況により自己負担となる場合もある。
- ③ 出発日前日および到着日の宿泊は原則として認めない。但し、出発時間、到着時間によっては、その限りではない。

3) 国内で開催される国際大会

- 往復旅費（日卓協規程）、食費、宿泊費を本会負担とする。

- 4) その他（ミニ合宿、監督が認める活動）  
その都度検討の上決定する。

（オフィシャルユニフォーム）

第33条 NT、JNTおよびHNT選手および強化スタッフは、強化本部が派遣する合宿、国内・国際大会については、オフィシャルサプライヤーから支給される物品を必ず使用すること。

（予選免除）

第34条 NT、JNTおよびHNT所属選手の予選免除を以下の通り定める。

- 1) 国際大会に日本代表として選考され、その日程が全国大会の予選日と重なった場合（国際大会前後各2日を含む）、所属加盟団体から文書で予選会要項コピー等を添え、推薦出場の申請を日本卓球協会へ提出することにより、予選免除とし、原則として男女シングルスの出場が認められる。但し、その他の種目については、強化本部で決定する。
- 2) NT、JNTおよびHNTの各代表合宿に選考され、その日程が全国大会の予選日と重なった場合は、原則として予選会出場を優先する。但し代表合宿が国際大会選考会や直近の国際大会強化合宿等の場合は、前項に倣い予選免除とすることがある。

（任期）

第35条 NT、JNTおよびHNT選手の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、必要に応じて入れ替えを行う場合がある。

- 2 NT、JNTおよびHNT強化スタッフの任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、再任は妨げない。

（規程の改廃）

第36条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。但し、兼任の職位等軽微な変更については強化本部長が推薦し、専務理事がこれを決定することができる。

- 附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成25年3月9日一部改訂、平成25年4月1日より施行する。
  - 3 この規定は平成27年9月19日一部改訂、平成27年4月1日より施行する。
  - 4 この規定は平成28年3月12日一部改訂、平成28年3月12日より施行する。
  - 5 この規定は平成28年12月10日一部改訂、平成28年12月10日より施行する。

## 別 表

所属	職 位	任命権者	レポート先
E A ・ N T C	NTC専属コーチングディレクター	理事会(本部長推薦)	強化本部長
	EA総監督	理事会(本部長推薦)	強化本部長
	EA男子監督	理事会(本部長推薦)	EA総監督
	EA女子監督	理事会(本部長推薦)	EA総監督
	EA男子コーチ	強化本部長	EA男子監督
	EA女子コーチ	強化本部長	EA女子監督
	EAストレングス&コンディショニングコーチ	強化本部長	EA総監督
	サポートスタッフ	強化本部長	EA総監督
	専任アスレティックトレーナー	強化本部長	スポーツ医・科学委員長
	スパ・リンクパートナー	EA総監督	EA総監督
N T ・ J N T ・ H N T	NT男子監督	理事会(監督推薦プロジェクト)	強化本部長
	NT女子監督	理事会(監督推薦プロジェクト)	強化本部長
	JNT男子監督	強化本部長(NT男子監督推薦)	NT男子監督
	JNT女子監督	強化本部長(NT女子監督推薦)	NT女子監督
	HNT男子監督	強化本部長(NT男子監督推薦)	NT男子監督
	HNT女子監督	強化本部長(NT女子監督推薦)	NT女子監督
	NTヘッドコーチ・コーチ	NT監督	NT監督
	JNTヘッドコーチ・コーチ	JNT監督	JNT監督
	HNTヘッドコーチ・コーチ	HNT監督	HNT監督
	フィジカルコーチ	NT監督	NT監督
	海外アドバイザー	強化本部長	強化本部長
	マネージャー	NT監督	NT監督
	情報スタッフ	NT監督	NT監督